

令和4年度

市有財産(金杉6丁目)売却募集要領
(一般競争入札)



船橋市立医療センター

総務課

入札に参加される方は、この募集要領をよく読み、内容を把握のうえで、
ご参加ください。

《市有財産の売却について》

- 当該物件を現状有姿のまま、売却します。
- 入札は、個人でも法人でも参加できます。
- 不動産売買の仲介手数料はかかりません。
- 所有者移転登記の手続きは、当院が行います。(登録免許税は、落札者に負担していただきます。)

市有財産売却（一般競争入札）の概要

1. 募集要領の配布

☆配布期間 令和5年1月11日（水）から令和5年2月2日（木）まで
（土曜、日曜、祝休日を除く）

※窓口での配布時間は午前9時から午後5時までです。

☆配布場所 船橋市金杉1丁目21番1号

船橋市立医療センターC館3階 総務課管理係

※船橋市立医療センターのホームページからもダウンロードできます。

☆現場説明 令和5年1月24日（火）午後2時から

※あらかじめ別添「現場説明会申込書」の提出が必要です。

※申込者が複数いる場合は個別に実施するため、時刻を調整させていただきます。

令和5年1月20日（金）午後2時までに、別添「現場説明会申込書」を使用して、E-mail 又は FAX でお申し込みください。【電話・持参不可】

※現場説明会への参加は、入札参加条件ではありません。

☆質問回答 令和5年1月26日（木）午後2時までに、別添「質問書」を使用して、E-mail 又は FAX でお問い合わせください。【電話・持参不可】

質問があった場合は当院ホームページにて回答いたします。

回答予定日：令和5年1月30日（月）

☆連絡先 船橋市立医療センター 総務課 管理係

・E-mail：iryosomu@city.funabashi.lg.jp

・FAX：047-438-7795

・TEL：047-438-3321（代）

※E-mail 又は FAX を送付後は、当院総務課管理係まで電話連絡して着信を確認してください。

※電話の受付時間は午前9時から午後5時までです。

（土曜、日曜、祝休日を除く）

次頁に続く



2. 入札参加の申込（入札参加申込書類の提出は持参のみ可）

☆申込方法 入札に参加するためには、事前に入札参加の申込が必要です。

必要書類は別添「入札参加申込書兼誓約書」等です。必要書類を記入の上、**持参にて提出**してください。

※必要書類は、当院ホームページよりダウンロード又は当院総務課管理係にて配布します。

※当院総務課管理係まで来院日時を電話予約のうえ必要書類を持参してください。

☆受付期間 **令和5年1月11日（水）から令和5年2月2日（木）まで**
（土曜、日曜、祝休日を除く）

※受付時間は午前9時から午後5時までです。**【持参のみ】**

☆受付場所 船橋市金杉1丁目21番1号

船橋市立医療センターC館3階 総務課管理係

TEL：047-438-3321（代）

※窓口・電話の受付時間は午前9時から午後5時までです。
（土曜、日曜、祝休日を除く）



3. 入札保証金の納付

入札者は、事前に入札しようとする金額の100分の5以上（1円未満切上げ）の額を入札保証金として、当院発行の納付書にて千葉銀行で納付していただくか、保険会社の保証保険証券（原本）を提出していただきます。

※入札書等提出の際に、入札保証金の領収書のコピー又は保険会社の保証保険証券（原本）が必要となります。

※納付書にて納付された入札保証金については、落札者は契約保証金納付確認後に、落札者以外は開札後に返還します。

次頁に続く



4. 入札（入札書類の提出は郵送のみ可）

☆入札期間

令和5年2月3日（金）から令和5年2月14日（火）まで（必着）

※この期間内に入札書等の必要書類を一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかの方法により、船橋郵便局留で郵送してください。【持参不可】

※この期間内に入札書等の必要書類が到達しない場合や指定した方法で送付しなかった場合、入札は無効となります。

☆提出書類

①入札書（入札書提出用封筒に入れ、封印封かんをしたもの）

②入札保証金返還請求書（入札保証金を納付書で納付した場合に限る。保険会社の保証保険証券の場合は不要）

③入札保証金の領収証（金融機関の領収印があるもの）のコピー又は保険会社の保証保険証券（原本）

【注意事項】

※書式は入札参加申込受付後に交付したものを使用してください。

※入札書には、印鑑（印鑑登録印）を押印してください。

※入札書の金額は、黒若しくは青の万年筆又はボールペン等（容易に消去できないもの）により、当該物件の入札金額を記入してください。

※一度郵送（提出）した入札書の引換え、変更、取消しはできません。

※入札関係書類送付用封筒に提出書類①～③を入れて、郵送してください。

☆送付先

〒273-8799 船橋郵便局留 船橋市役所（船橋市立医療センター総務課扱）行



5. 開札

☆日 時 令和5年2月17日（金）午後2時00分

☆場 所 船橋市立医療センターC館3階 301会議室

※最低売却価格以上で入札金額の高い者から、第1落札候補者・第2落札候補者として決定します。落札候補者が入札参加資格申請の際に提出した書類を基に参加資格要件の審査を行い、参加資格要件を満たしている場合に当該者を落札者とします。

次頁に続く



6. 売買契約と代金の納付

☆契約締結日

令和5年3月1日（水）付けで締結します。

☆契約保証金

落札者は、開札日から契約締結日（令和5年2月17日（金）から令和5年3月1日（水））までに売買代金の100分の10以上（1円未満切り上げ）の額を契約保証金として、当院発行の納付書にて千葉銀行で納付していただくか、保険会社の保証保険証券（原本）を提出していただきます。

※納付書にて納付された契約保証金については、売買代金の納付確認後に返還します。

☆売買代金

売買代金は、令和5年3月24日（金）までに納付してください。



7. 所有権移転

売買物件の所有権は売買代金の納付確認後に移転し、令和5年3月31日（金）をもって現状有姿のまま引渡しいたします。

所有権移転登記の手続きは、売買代金納付確認後に当院が行います。

目次

	ページ
1. 入札物件	1
2. 入札参加資格	2
3. 用途等の制限	2
4. 入札参加申込方法等	3
5. 入札必要書類の交付	4
6. 入札保証金の納付	4
7. 入札方法	5
8. 開札	6
9. 売買契約の締結	7
10. 契約保証金及び売買代金の納付方法	7
11. 所有権移転及び物件の引渡し	8
12. その他の留意事項	8
13. 参考法令	8

添付書類

(物件案内)

- ・ 物件調書
- ・ 案内図
- ・ 確定測量図
- ・ 水道管管理図
- ・ 排水管路網図
- ・ 公共下水道台帳図
- ・ 都市ガス本支管図面
- ・ 間取略図

(手続き書類)

- ・ 現場説明会申込書
- ・ 質問書
- ・ 入札参加申込書兼誓約書
- ・ 入札参加申込書兼誓約書（別紙）※共有名義での申込の場合に限る
- ・ 法人役員等に関する調書※法人による申込の場合に限る
- ・ 委任状※申込者本人以外の方が入札、契約等に関する手続きを行う場合に限る

(参考)

- ・ 市有財産売買契約書（案）

1. 入札物件

入札に付する物件は次のとおりとします。

住 所	千葉県船橋市金杉六丁目 1 2 番 2 8 号	
土 地	地番	千葉県船橋市金杉六丁目 1 4 7 2 番地 2 5
	地目	(公簿) 宅地 (現況) 宅地
	地積	(公簿) 1 6 2 . 1 6 m ² (実測) 1 6 2 . 1 6 m ²
建 物	構造	木造スレートぶき 2 階建て
	家屋番号	1 4 7 2 番 2 5
	床面積	(公簿) 1 階 5 4 . 4 4 m ² 2 階 4 5 . 2 8 m ² (現況) 1 階 5 4 . 4 4 m ² 2 階 4 5 . 2 8 m ²
	竣工	昭和 5 8 年 9 月 2 2 日
附属建物	なし	
附属工作物	前面・右面・後面のブロック塀 ※左のブロック塀は隣接土地所有者の所有物	
最低売却価格	6, 2 0 0, 0 0 0 円	

※建物については、価値を見込んでおりません。よって取引に係る消費税及び地方消費税相当額は 0 円となります。また、最低売却価格には建物の修繕費を考慮に入れております。

※登録免許税額 1 1 1, 0 0 0 円 (参考)

【留意事項】

(1) 物件の詳細については、物件調書をご覧ください。

物件調書は、入札希望者が物件の現況等を確認される上での参考資料です。

入札の前に、必ず現地の状況及び諸規制をご確認ください。開発等（建築を含む）にあたっては、物件調書に記載の事項以外にも都市計画法、建築基準法、文化財保護法等の各法令及び市の条例等により、規制、指導がなされる場合がありますので、詳細は関係機関にご確認ください。

(2) 現地での説明会については、以下のとおりです。

令和 5 年 1 月 2 4 日 (火) 午後 2 時から

※ 1 者あたりの現場説明の目安時間は 3 0 分です。

物件調書の内容を説明させていただきます。参加の有無は入札に関係いたしません。

※あらかじめ申込書の提出が必要です。令和 5 年 1 月 2 0 日 (金) 午後 2 時までには別添「現場説明会申込書」を使用して、E-mail 又は FAX でお申し込みください。【持参不可】

※申込者が複数いる場合は個別に実施するため、時刻を調整させていただきます。

(3) 予告なく入札中止、内容変更をすることがあります。

(4) 市有財産売却募集要領の配布期間・配布場所等は以下のとおりです。

配布方法	船橋市立医療センターでの配布	ホームページからダウンロード
配布場所	船橋市金杉1丁目21番1号 船橋市立医療センター C館3階 総務課管理係	船橋市立医療センターホームページ ・ホーム→病院からのお知らせ
配布期間	令和5年1月11日(水)から 令和5年2月2日(木)まで (土曜、日曜、祝休日を除く)	令和5年1月11日(水)から 令和5年2月2日(木)まで
配布時間	午前9時から午後5時まで	終日

2. 入札参加資格

入札は、個人・法人を問いません。ただし、次に該当する方は入札に参加することはできません。

なお、市有財産を売却する際の入札参加資格確認にあたり、船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）により、申込者が暴力団関係者でないことを船橋警察署又は、船橋東警察署を通じて千葉県警察本部に照会することにご了承ください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する方
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する方
- (3) 船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等に該当する方
- (4) 千葉県暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある方
- (5) 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人その他の団体に該当する方
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人その他の団体に該当する方

3. 用途等の制限

(1) 用途等の制限

- ア 売却物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する方、反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。
- イ 売却物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- ウ 売却物件を、宗教活動の用に供してはならない。

(2) 実地調査等

上記について、当院が必要と認めるときは実地調査等を行うものとし、それに対し落札者は協

力しなければならない。

(3) 違約金

(1) (2) に違反した場合は、違約金として売買代金の10分の1（1円未満切上げ）に相当する金額を、当院に支払わなければならない。

(4) 売却物件を第三者に譲渡する場合であっても、(1) の条件を落札者の責任において当該第三者に承継させ、かつその後の承継人についても逐次承継させなければならない。

4. 入札参加申込方法等

(1) 申込受付期間等

ア 期間 令和5年1月11日（水）から令和5年2月2日（木）まで
（土曜、日曜、祝休日を除く）

イ 時間 午前9時から午後5時まで【持参のみ】

ウ 場所 船橋市金杉1丁目21番1号

船橋市立医療センターC館3階 総務課管理係

※入札に参加するためには、事前に入札参加の申込が必要です。

※必要書類「入札参加申込書兼誓約書」等は、ホームページよりダウンロード又は当院総務課管理係で配布します。必要書類を記入の上、**持参にて提出**してください。

※当院総務課管理係に来院日時を電話予約の上、必要書類を持参してください。

TEL：047-438-3321（代）

(2) 申込に必要な書類

ア ①入札参加申込書兼誓約書

②入札参加申込書兼誓約書（別紙）（共有名義での申込の場合に限る）

③法人役員等に関する調書（法人による申込の場合に限る）

④委任状（申込者本人以外の方が入札、契約等に関する手続きを行う場合に限る）

イ 添付書類（発行日から3ヶ月以内のもの）

※個人の場合

①住民票（本籍・世帯主との続柄・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの） 1通

②印鑑登録証明書 1通

※法人の場合

①法人の登記が分かるもの（履歴事項全部証明書等） 1通

②印鑑証明書 1通

※共有名義で申込む場合は、共有者全員の添付書類が必要となります。

(3) 注意事項

ア 売買契約及び所有権移転登記は入札参加申込書兼誓約書に記載された名義でしか行いません。

イ 申込者本人以外の方が申込手続きをされる場合は、申込内容について説明できる方が必ず行ってください。なお、委任状を提出してください。

(4) 質問回答

- ア 質問期間 令和5年1月11日（水）から令和5年1月26日（木）午後2時まで
- イ 質問方法 別添の「質問書」を使用して、持参ではなく E-mail 又は FAX でお問い合わせください。【電話での質問不可】
- ※E-mail 又は FAX を送付後は、当院総務課管理係まで電話連絡して着信を確認してください。
- ・ E-mail : iryo-somu@city.funabashi.lg.jp
 - ・ FAX : 047-438-7795
 - ・ TEL : 047-438-3321（代）
- ※電話受付時間：午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝休日を除く）
- ウ 回答方法 質問があった場合は当院のホームページにて回答いたします。
- エ 回答予定日 令和5年1月30日（月）

5. 入札必要書類の交付

入札参加申込受付後に、当院より入札に必要な次の書類等を交付します。

- ①入札参加申込書兼誓約書（写しに当院が収受印を押印したもの）
- ②入札書
- ③入札保証金返還請求書
- ④入札保証金納付用の納付書
- ⑤入札書提出用封筒
- ⑥入札関係書類送付用封筒

※入札必要書類の交付後に入札を辞退する場合は申し出てください。入札辞退届をお渡しいたしますので、開札までにご提出ください。

6. 入札保証金の納付

入札者は、事前に入札しようとする金額の100分の5以上（1円未満切上げ）の額を入札保証金として、当院発行の納付書にて千葉銀行で納付していただくか、保険会社の保証保険証券（原本）を提出していただきます。

- (1) 入札保証金を納付する納付書は、入札参加申込受付後にお渡しいたします。入札期間中に納付のうえ、領収証（金融機関の領収印があるもの）のコピーを入札関係書類送付用封筒に入れ、入札書等と併せて郵送してください。

保険会社の保証保険証券の場合、原本を入札関係書類送付用封筒に入れ、入札書等と併せて郵送してください。

- (2) 入札保証金は、入札者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により返還いたします。

返還には30日程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、返還する入札保証金には、利息は付しません。

※落札者は契約保証金納付確認後に、落札者以外は開札後に返還します。

※落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は当院に帰属し、返還はいたしません。

7. 入札方法

本入札は郵便方式の入札であり、入札は郵送のみにより受付けます。

(1) 入札期間

令和5年2月3日(金)から令和5年2月14日(火) (必着)

※この期間内に入札書等の必要書類を**必ず一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかの方法により、船橋郵便局留で郵送**してください。【持参不可】

※この期間内に入札書等の必要書類が到達しない場合や指定した方法で送付しなかった場合、入札は無効となります。

(2) 提出書類

①入札書

・入札金額及び必要事項を記入してください。

※入札者本人が入札を行う場合は、入札者欄に入札者本人の住所・氏名（法人の場合は法人の所在・法人名及び代表者職氏名）を記入し、印鑑登録印で押印してください。また、共有名義で入札を行う場合は、入札参加申込時に定めた代表者の住所・氏名（法人の場合は前記同様）を記入し、印鑑登録印で押印してください。

※入札書の金額は、黒若しくは青の万年筆又はボールペン等（容易に消去できないもの）により、当該物件の入札金額を記入してください。

②入札保証金返還請求書（保険会社の保証保険証券（原本）を提出の場合は不要）

・入札保証金返還請求書に必要事項を記入し、印鑑登録印で押印してください。

・入札保証金は、入札者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により返還いたします。ただし入札者と異なる名義の口座への振り込みについては連絡確認をさせていただく場合がございます。

③入札保証金の領収証（金融機関の領収印があるもの）のコピー又は保険会社の保証保険証券（原本）

④入札書提出用封筒及び入札関係書類送付用封筒

・入札書提出用封筒には入札書のみを入れて封かんし、封印をしてください。

・入札関係書類送付用封筒には「入札書を入れた入札書提出用封筒」及び「入札保証金返還請求書」、「入札保証金の領収証（金融機関の領収印があるもの）のコピー又は保険会社の保証保険証券（原本）」を入れて**必ず一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかの方法により、船橋郵便局留で郵送**してください。

(3) 送付先

〒273-8799 船橋郵便局留 船橋市役所（船橋市立医療センター総務課扱）行

※一度郵送（提出）した入札書等の引換え、変更、取消しはできません。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

①入札参加資格のない者が入札したとき

②同一の入札について同一人が2以上の入札書を提出したとき

③明らかに不正が行われたと認められるとき

- ④金額その他記載事項が不明確なとき、入札事項の記載又は、記名押印のないとき
 - ⑤金額その他記載事項を訂正印、修正液等で訂正したとき
 - ⑥所定の記載事項以外の事項を記載したとき
 - ⑦所定の入札保証金を納付しないとき
 - ⑧誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
 - ⑨明らかに談合によると認められるとき
 - ⑩入札保証金の領収証（コピー）又は保険会社の保証保険証券（原本）の提示がないとき
 - ⑪入札金額が最低売却価格未満の額のと看
 - ⑫入札参加申込書兼誓約書の申込者印と異なる印鑑を押印したとき
 - ⑬期間内に入札書が指定場所に到着しなかった者のとき
 - ⑭所定の書式を使用していないとき
 - ⑮鉛筆、容易に消去可能なペン等で記入されたとき
 - ⑯その他、入札に関する条件に違反したとき
- (5) 入札の中止等
- ア 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。
 - イ 入札の執行に際し、災害その他やむをえない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

8. 開札

(1) 日時

令和5年2月17日（金） 午後2時00分

(2) 場所

船橋市金杉1丁目21番1号

船橋市立医療センターC館3階 301会議室

(3) 開札の立会等

立会いは応募者の中から抽選し、2名にお願いします。

申込者が1名の場合、又は急きょ立ち会えなくなった時には、入札に関係のない職員を立ち会わせて行います。

傍聴は任意です。入札者等関係者は、各者2名まで傍聴が可能です。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、傍聴人数を制限させていただくことがありますのであらかじめご承知おきください。

新型コロナウイルスの感染予防のため、マスク等の着用をお願いいたします。

なお、開札会場への入場には、入札参加申込書兼誓約書（写しに当院が收受印を押印したものを）を必ずご持参ください。受付は開札時間の15分前から行います。

(4) 落札候補者の決定

最低売却価格以上で入札金額の高い者から、第1落札候補者・第2落札候補者として決定します。同価格提示者が複数者いる場合は、入札に関係のない職員のくじ引きにより順位を

決定します。

(5) 参加資格要件審査・落札者決定

ア 第1落札候補者が入札参加申込の際に提出した書類を基に参加資格要件の審査を行います。第1落札候補者が参加資格要件を満たしている場合に当該者を落札者とします。参加資格要件を満たしていない場合、入札を無効とし、第2落札候補者の審査を行い、第2落札候補者が参加資格要件を満たしている場合に当該者を落札者とします。落札候補者には審査が完了次第、落札者決定の連絡を行います。

イ 開札結果は、その内容（落札金額、落札者（個人の場合は「個人」の標記のみ））を当院ホームページ上で公表します。

ウ 入札金額や入札に参加された方の氏名（法人名）等について照会等があれば回答する場合があります。

9. 売買契約の締結

当院との契約は、落札者決定後、**令和5年3月1日（水）**付けで別添の市有財産売買契約書により締結します。

(1) 指定期限までに契約が締結されないときは、落札者の資格を失い、入札保証金は当院に帰属します。

(2) 売買契約書は、「落札者」名義で締結していただきます。共有名義で申し込んだ場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

(3) 売買契約書（当院保管のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

10. 契約保証金及び売買代金の納付方法

契約保証金及び売買代金の納付については、次のとおりです。

(1) 契約保証金の納付

ア 落札者は、**開札日から契約締結日（令和5年2月17日（金）から令和5年3月1日（水））**までに、売買代金の100分の10以上（1円未満切上げ）の額を契約保証金として当院発行の納付書にて千葉銀行で納付していただくか、保険会社の保証保険証券（原本）を提出していただきます。

イ 売買代金の納付が行われずに契約が解除された場合、契約保証金は返還されず、当院に帰属します。

(2) 契約保証金の返還

納付書にて納付された契約保証金については、売買代金の納付確認後に落札者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により返還いたします。

ただし、返還には売買代金の納付確認後30日程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、返還する契約保証金には、利息は付しません。

(3) 売買代金の納付

契約締結日（令和5年3月1日（水））から令和5年3月24日（金）までに納付してください。

1 1. 所有権移転及び物件の引渡し

- (1) 売買物件の所有権は売買代金の納付確認後に移転し、令和5年3月31日(金)に現状有姿で物件の引渡しをいたします。
- (2) 物件の引渡し後、当院において所有権移転登記手続を行います。所有権移転登記が完了次第、落札者に登記識別情報通知をお渡しします。
- (3) 所有権移転登記時に課税される登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担となります。(参考：登録免許税 111,000円)

1 2. その他の留意事項

- (1) 売却物件については、現状有姿のままで引渡しとなりますので、必ず事前に現地、現況、近隣状況を確認し、この募集要領をよく読み、内容を把握のうえでお申し込みください。なお、物件調書の内容と現状が相違する場合には、現状を優先します。
- (2) 売却物件と隣接地等に電柱(電話柱等を含む)・支線・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設、撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。当院ではこれらについて対応いたしません。
- (3) 売却物件の敷地内にごみ、ガラ、碎石、埋設物等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等について当院は対応いたしません。
- (4) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、当院の責めに帰することのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
- (5) 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (6) 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために当院に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 本募集要領に定めのない事項は、船橋市病院事業財務規程その他関係法令の定めるところによります。

1 3. 参考法令

地方自治法(抄)

(職員の行為の制限)

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令(抄)

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

船橋市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

（市の事務等からの暴力団の排除）

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下「市の事務等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団密接関係者」という。）を市の事務等から排除するため、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるために必要な事項について、千葉県警察本部長に意見を聴くことができる。
- 3 市は、市の事務等に関して、その契約の相手方に対し、当該市の事務等により暴力団を利することとならないよう、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

千葉県暴力団排除条例（抄）

（暴力団員等に対する利益供与等の禁止）

第二十三条 事業者は、その行う事業活動に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益供与（金品その他の財産上の利益の供与をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、法令上の義務の履行としてする場合、情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 事業者は、その行う事業活動に関し、暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

四 まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業

（前号に該当する営業を除く。）

2～4 （略）

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

船橋市金杉1丁目21番1号
船橋市立医療センター 総務課 管理係
電 話：047-438-3321（代表）
FAX：047-438-7795
E-mail：iryu-somu@city.funabashi.lg.jp